

1 農地中間管理事業

〔基本方針〕

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進行するなか、将来の担い手への農地の集積・集約化により効率化・高度化を進め、持続的な農業振興につなげることが喫緊の課題となっている。

農地中間管理事業は、創設から10年を経過するが、令和7年度からは、農業経営基盤強化促進法等の改正により、市町村が農用地利用集積計画により個々に利用権設定を行う仕組みは廃止され、市町村が定める「地域計画」に基づく農地中間管理事業に一本化し、更なる農地の集積・集約化を進めることとなる。

新潟県農地中間管理機構としては、この転換期に当たり、まずは業務量増加に対応すべく体制強化を図るとともに、市町村など関係機関と連携し、地域計画の早期実現を目指して制度の円滑な移行および農地の集約化等を促進する。

〔重点推進事項〕

- 1 制度改正に伴う農用地利用集積等促進計画への円滑な移行
- 2 市町村、関連事業実施機関や担い手団体等との連携強化による集積・集約化の推進
- 3 制度改正後の農地中間管理事業の周知

〔事業計画〕

- 1 制度改正に伴う農用地利用集積等促進計画への円滑な移行
 - 法律の改正に伴い、農用地の権利移動については、農用地利用集積等促進計画と農地法に基づく契約に集約されたことから、令和7年度以降、農地中間管理事業量の増大が見込まれている。このため、まずは、機構の人員体制を強化するとともに、グループ体制・指示系統を見直し、円滑な業務推進を図る。
 - 新たな契約システムが本稼働するため、効率的で円滑な運用が可能となるよう、市町村への丁寧な説明と意見を踏まえた柔軟なシステム改良に努める。また、より事務の効率化を図るため、独自契約システムを使用する市町村に対しては、引き続き当機構契約システムへの移行を働きかける。
 - 業務の推進には、業務委託先の理解促進が欠かせないことから、検討会、研修会等を通じて意見交換に努め、法の目的に沿った円滑な運用に努める。
- 2 市町村、関連事業実施機関や担い手団体等との連携強化による集積・集約化の推進
 - 担い手の経営を強化・安定化するため、地域計画を所掌する市町村と連携し、地域の営農実態を踏まえた農地の最適化を目指すとともに、ほ場整備事業や機構集積協力金交付緊急対策事業活用地区と調整を図りながら、目標地図の趣旨に沿った面的な農地の集積・集約化を進める。

- 農業担い手団体との意見交換を行うなど連携・協力の関係を構築しながら、農業経営にとってより効率的で効果的な農地の活用となるよう、農地中間管理事業の目的及び制度の理解促進を図るなかで、将来を見据えた農地の集積・集約のあり方を共有し、実践につなげる。

3 制度改正後の農地中間管理事業の周知

- 特に、これまで機構による中間管理事業の利用が無かった農業者等に対して、ホームページやパンフレット等を活用し、地域計画に基づいた農地中間管理事業の目的・制度概要を分かりやすく情報提供していく。これにより事業の理解促進を図るとともに、主体的な事業の活用につなげる。

① 農地中間管理事業

区 分		令和7年度計画			令和6年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
賃貸借	借入	47,500	17,500	2,030,000	7,500	6,000	840,000
	貸付	33,000	17,500	2,030,000	4,000	6,000	840,000

令和7年度計画値は、市町村からの事業量見込みの集計値による。(R6 @116千円/ha)

② 農地売買等事業

区 分		令和7年度計画			令和6年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
売 買	買入	835	400	975,000	40	10	16,000
	売渡	835	400	975,000	25	10	16,000

令和7年度計画値は、市町村事業量見込みの集計値による。(R6 @ 2,436千円/ha)